

10月より、マイナンバーが記載された“通知カード”が各自に配布されます！

マイナンバー制度の基本と 個人情報を守る仕組みづくり

個人番号 XXXXXXXXXXXXX
 生年月日 ●年▲月■日
 性別 ○
 氏名 ……
 住所 ●●県▲▲市○町1-1-1

※「通知カード」イメージ

～「マイナンバー」の取り扱いに関する留意点～

国民一人一人に12桁の個人番号（マイナンバー）を割り振り、さまざまな行政手続きに活用する「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」。

マイナンバーは、本年10月に市区町村より各個人に通知され、来年1月より、税、社会保障、災害対策に関する行政手続きにおいて活用されます。それに伴い、企業には従業員及び扶養親族のマイナンバーを適正に収集、保管し、社会保険関係や源泉徴収票、支払調書等の提出書類へ記載することが求められます。

本セミナーでは、施行が間近に迫ったマイナンバー制度の概要と、特定個人情報であるマイナンバーの取り扱いに関する留意点等について、詳しく解説いたします。是非、ご受講下さい。

※法人企業には13桁の法人番号が通知されます。

開催日時：**9月9日(水) 14時～16時**

会場：銚田市商工会 会議室（銚田市銚田 2482-1）

主催：銚田市商工会 TEL0291-32-2246 / FAX0291-33-6708

講師：新木経営情報研究所 代表 新木啓弘 氏

♣講師プロフィール♣



【情報セキュリティアドバイザー・中小企業診断士・ITコーディネーター・SMS審査員補】

富士ゼロックス情報システム㈱にてネットワークインフラの設計、構築、並びに情報セキュリティ規則の策定や情報セキュリティマネジメントシステムの構築支援の経験を持つ。中小企業のビジネス競争力を高める支援をしたいという思いから、独立。経営相談、事業継続計画立案支援等も手掛ける。また、平成22年にはターンアラウンドマネージャー資格を取得し、事業承継や事業再生案件などでも実績を積んでいる。

◇◆主な内容◆◇

- ◆マイナンバー制度とは？
- ◆マイナンバー制度が企業に与える影響
- ◆自社の情報セキュリティ診断を試みよう
- ◆最低限これだけはやっておくべき具体策
- ・情報セキュリティ規定の作り方
- ・取引先からの問合せ対応 等

お申込は⇒ 銚田市商工会 行 FAX：0291-33-6708 申込日(平成27年 月 日)

事業所名	
住所	TEL () - FAX () -
参加者名	参加者名